

ごあいさつ



令和元年度で「朝日村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることから、近年の社会潮流だけではなく、少子高齢化や女性の社会進出をはじめとした本村の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第2期朝日村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

これによる「ニーズ調査」にお答えいただいた村民の皆さんや、子ども・子育て会議委員をはじめ、多く皆さんにご協力をいただき感謝を申し上げます。

この計画には、すべての子どもたちが健やかに成長するために関わる施策の「新・放課後子ども総合プラン」「子どもの貧困対策計画」「子ども読書活動の推進計画」「学校安全計画」なども位置づけています。

計画の実施にあたり、基本理念“すべての子どもたちを みんなで支える 朝日村”のもと、子どもたちが笑顔で成長できるよう、村民の皆さんのご理解とご協力をお願い致します。

令和2年3月

朝日村長 小林 弘幸

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 本村の子ども・子育てを取り巻く状況.....	3
1 統計からみる本村の現状.....	3
2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要.....	7
3 本村の現状からうかがえる課題.....	16
第3章 教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	17
1 教育・保育提供区域の設定.....	17
2 乳幼児・児童数の推移と推計.....	17
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	18
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	19
5 提供体制に係る確保の方策.....	23
第4章 計画の基本的な方向性.....	24
1 計画の基本理念.....	24
2 計画の基本目標と成果指標.....	25
3 計画の体系.....	27
第5章 子ども・子育て支援の基本施策.....	28
基本目標1 健康に産み育てられる環境づくり.....	28
基本目標2 子どもや家庭への専門的な支援.....	36
基本目標3 村全体で子育てを支援する体制づくり.....	39
基本目標4 安心・安全な生活を送るための環境づくり.....	43
第6章 計画の推進体制.....	46
1 村民及び関係団体等との連携による推進.....	46
2 計画の進行管理.....	46

資料編	47
1 子ども・子育て会議（設置要綱または条例）	47
2 子ども・子育て会議役員名簿.....	48
3 策定経過.....	49

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の少子化は急速に進行しており、平成 30 年の合計特殊出生率^{※1}は 1.42 となっています。また、女性の社会進出に伴い、子どもを預ける親の増加や待機児童の発生等が課題となっています。さらに、核家族化の進行や地域住民同士のつながりの希薄化等により、日頃から子育てに関わる人が減少しています。このように、子ども・子育てをめぐる社会や地域、家庭の状況は変化し続けており、こうした状況の変化に対応する子ども・子育て支援の推進が求められています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきました。

しかし、出生数の減少に歯止めがかからなかったことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」^{※2}を制定し、平成 27 年度から子ども・子育てに関する新たな支援制度が進められました。子ども・子育てに関する新たな支援制度のもとでは、『子どもの最善の利益』が実現される社会をめざして、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の総合的な推進が求められています。

さらに、子どもの貧困対策として、平成 26 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。令和元年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村における「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務となりました。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策が総合的に推進されています。

また、令和元年 10 月から幼児教育・保育が無償化されました。幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことをめざしています。

朝日村（以下、「本村」という。）では、平成 27 年に「朝日村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育に関する施策を推進してきました。このたび、「朝日村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了することから、近年の社会潮流や国・長野県の動向、本村の子ども・子育てを取り巻く状況等を踏まえ、「第 2 期朝日村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

※1 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

※2 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律をさす。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、並びに「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画として位置づけます。また、本計画の一部は、「新・放課後子ども総合プラン」や「子どもの貧困対策計画」「子ども読書活動推進計画」「学校安全計画」とします。

また、本計画は、本村の最上位計画である「朝日村第6次総合計画」や児童福祉法に基づく「朝日村障害児福祉計画」との整合性を図ります。さらに、その他関連計画及び「長野県子ども・若者支援総合計画」との整合性を図り、策定します。

※整合性を示すため、「第5章 子ども・子育て支援の基本施策」では、朝日村第6次総合計画と関連する項目のタイトルを掲載しています。

「重」は重点施策、「施」は主要施策、「取」は主な取り組みをそれぞれ示しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

■計画の期間

平成 27年度	・・・	平成 31年度 (令和元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
朝日村子ども・子育て 支援事業計画			第2期朝日村子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				

第2章 本村の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計からみる本村の現状

(1) 人口・世帯の状況

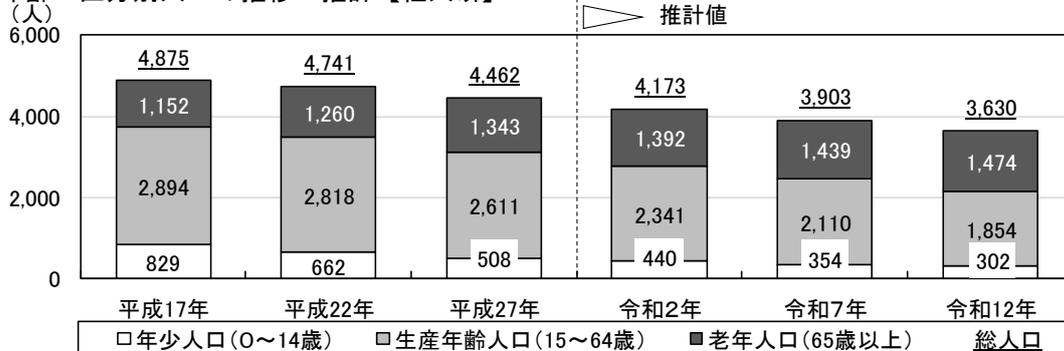
①年齢3区分別人口の推移・推計

本村の総人口は減少傾向にあり、平成27年には4,462人となっています。今後の推計においても減少傾向が続き、令和12年には総人口が約3,600人となることが見込まれています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。特に年少人口（0～14歳）は、令和12年には、平成27年と比較すると約200人の減少となっています。しかし、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子高齢化の傾向にあります。

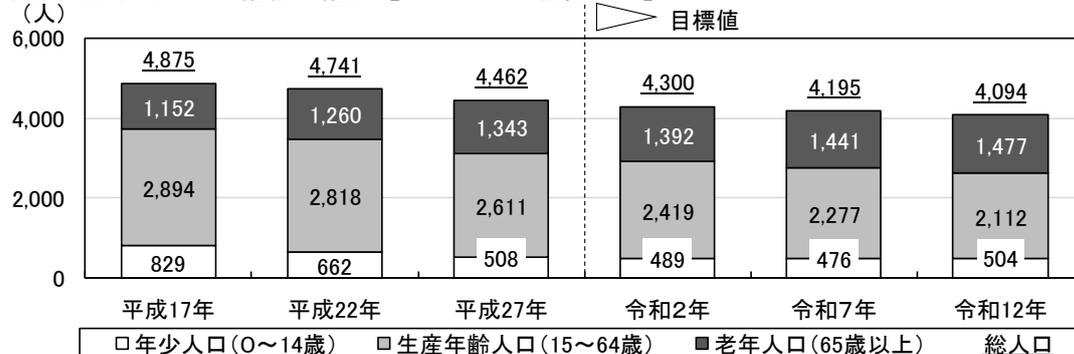
なお、第6次朝日村総合計画では、人口維持施策の推進目標として、2060年度に3,100人の維持という「チャレンジ目標人口」を定めています。この目標を達成するために、人口減少抑制を推進することとしています。

■年齢3区分別人口の推移・推計【社人研】



資料：～平成27年 国勢調査（合計に年齢不詳者を含む）
令和2年～ 国立社会保障・人口問題研究所

■年齢3区分別人口の推移・推計【チャレンジ目標人口】

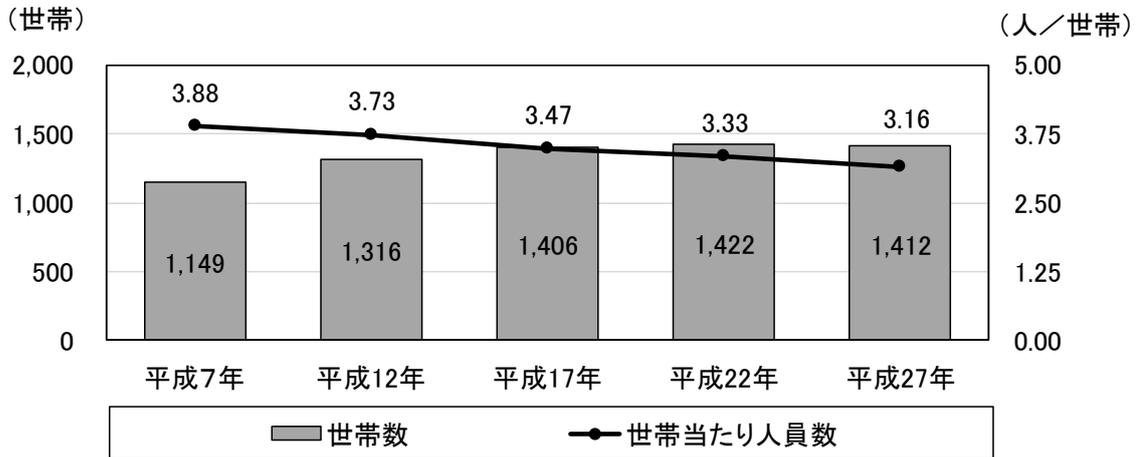


資料：～平成27年 国勢調査（合計に年齢不詳者を含む）
令和2年～ 朝日村第6次総合計画 チャレンジ目標人口

②世帯数・世帯当たり人員数の推移

世帯数は平成 22 年まで増加傾向にあり、平成 27 年には 1,412 世帯となっています。総人口が減少しているため、世帯当たり人員数は減少しており、平成 27 年には 3.16 人となっています。

■世帯数・世帯当たり人員数の推移

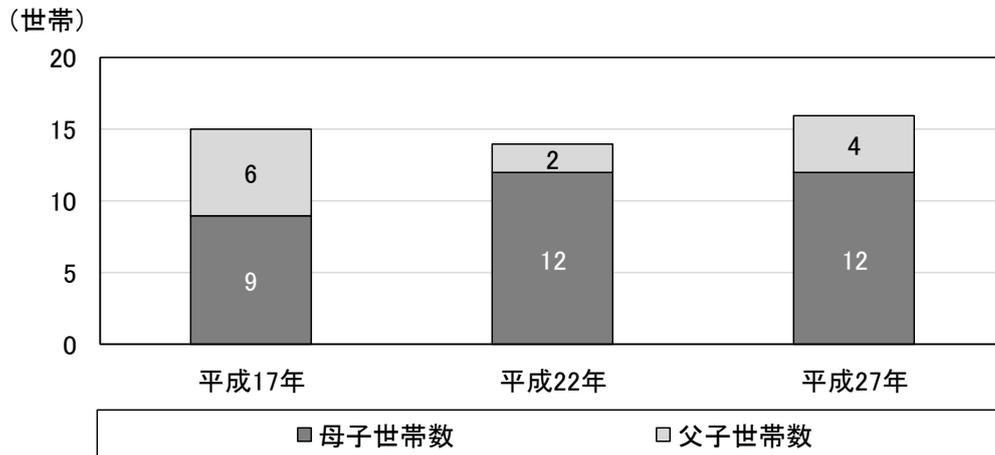


資料：国勢調査

③母子世帯・父子世帯数

平成 27 年の母子世帯数は 12 世帯、父子世帯数は 4 世帯となっています。

■母子世帯・父子世帯数の推移



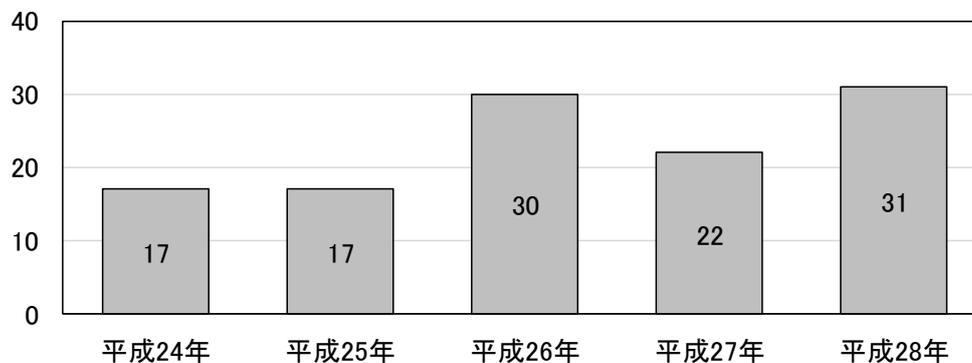
資料：国勢調査

(2) 出生数の状況

出生数は年によって増減しており、おおむね 20～30 人ほどとなっています。

■出生数の推移

(人)



資料：長野県衛生年報

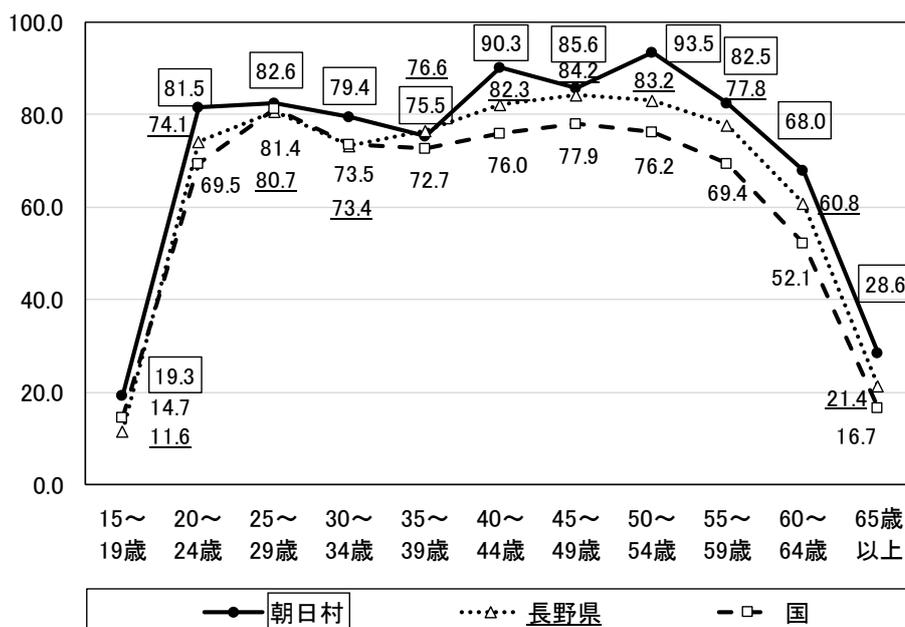
(3) 女性の労働の状況

女性の年齢階級別労働力率は、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再び就労する「M字カーブ」が表れています。本村の「M字カーブ」の谷は、35～39歳(75.5%)となっています。

また、国・長野県と比較すると、いずれの年齢階級においてもおおむね高くなっています。

■女性の年齢階級別労働力率

(%)



資料：国勢調査(平成27年)

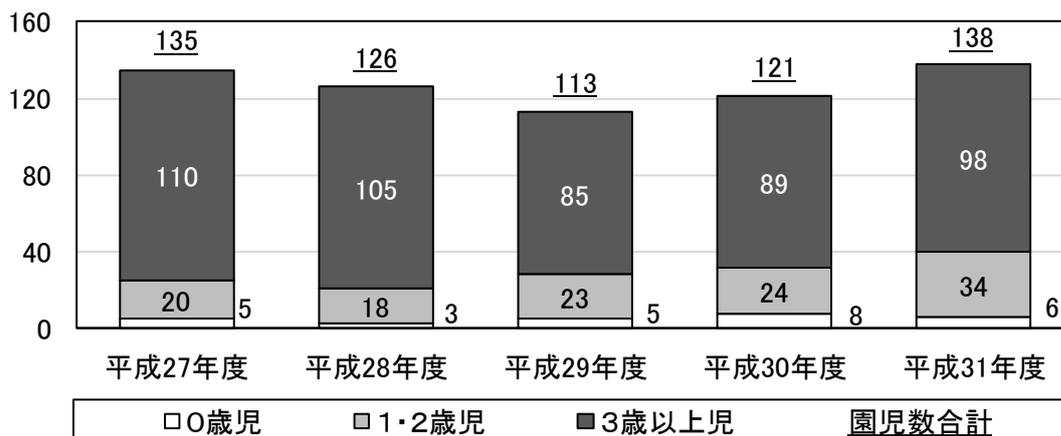
(4) あさひ保育園に通園する園児数の状況

あさひ保育園に通園する園児数は平成 29 年度まで減少していましたが、平成 30 年度以降は増加しています。

年齢区分ごとにみると、3 歳以上児の園児数は平成 29 年度まで減少傾向でしたが、平成 30 年度以降は増加しています。また、1・2 歳児の園児数は平成 29 年度以降増加しています。

■あさひ保育園に通園する園児数の状況

(人)



資料：朝日村の統計（各年3月末時点）

※平成 31 年度数値は、令和 2 年 1 月末時点の園児数

2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

(1) 調査概要

本計画の策定にあたり、保育ニーズや本村の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望、意見等を把握することを目的として、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査（以下、ニーズ調査）を実施しました。

■ニーズ調査の概要

	内容
調査地域	朝日村全域
調査対象	平成 30 年 9 月末時点で朝日村内在住であり、小学生以下の子どもを持つ全世帯が対象。 なお、1 世帯に就学前の子どもが 2 人以上または小学生の子どもが 2 人以上いる場合は、年齢の若い子どもを対象としました。
抽出方法	全数調査
調査期間	平成 31 年 1 月 15 日～平成 31 年 1 月 28 日
調査方法	郵送または小学校・保育所を通じて配布・回収

※図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

■ニーズ調査の回収結果

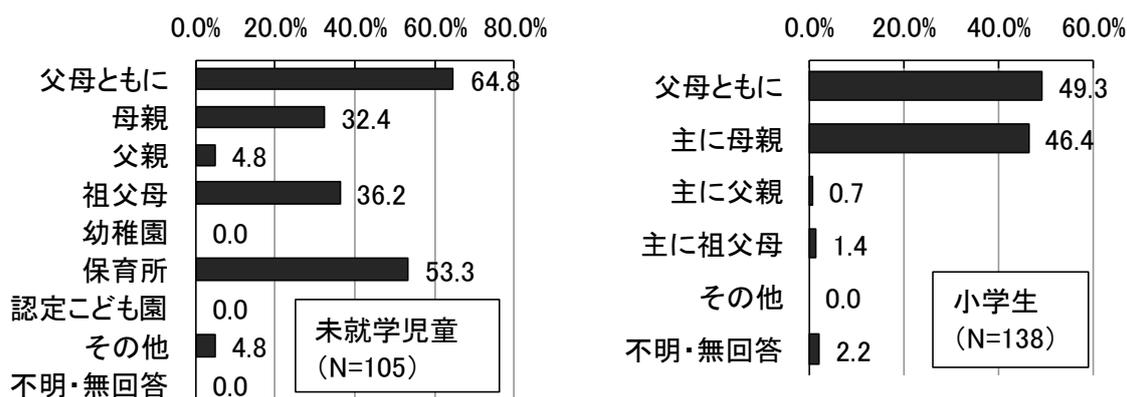
調査票	調査対象者数	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	156 件	152 件	105 件	69.1%
小学生	168 件	168 件	138 件	82.1%
合計	324 件	320 件	243 件	75.9%

(2) 結果概要

①子育てに日常的に関わっている人について

未就学児童では、「父母ともに」が64.8%と最も高く、次いで「保育所」が53.3%となっています。小学生では、「父母ともに」が49.3%と最も高く、次いで「主に母親」が46.4%となっています。

■子育てに日常的に関わっている人（未就学児童・小学生）



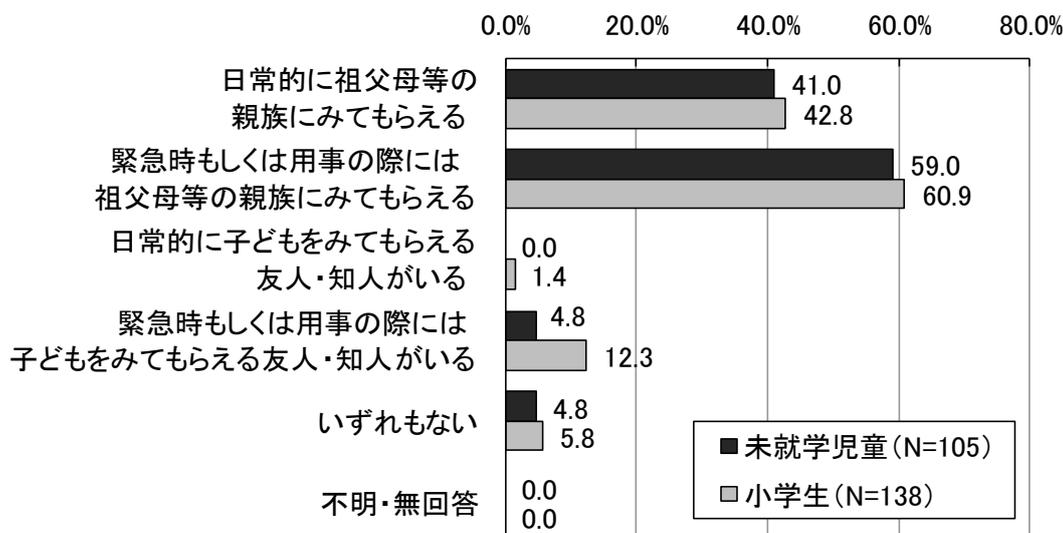
※未就学児童は複数回答。

※小学生は単数回答。

②日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無

未就学児童、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」がそれぞれ約6割と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」がそれぞれ約4割となっています。

■日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人（未就学児童・小学生）

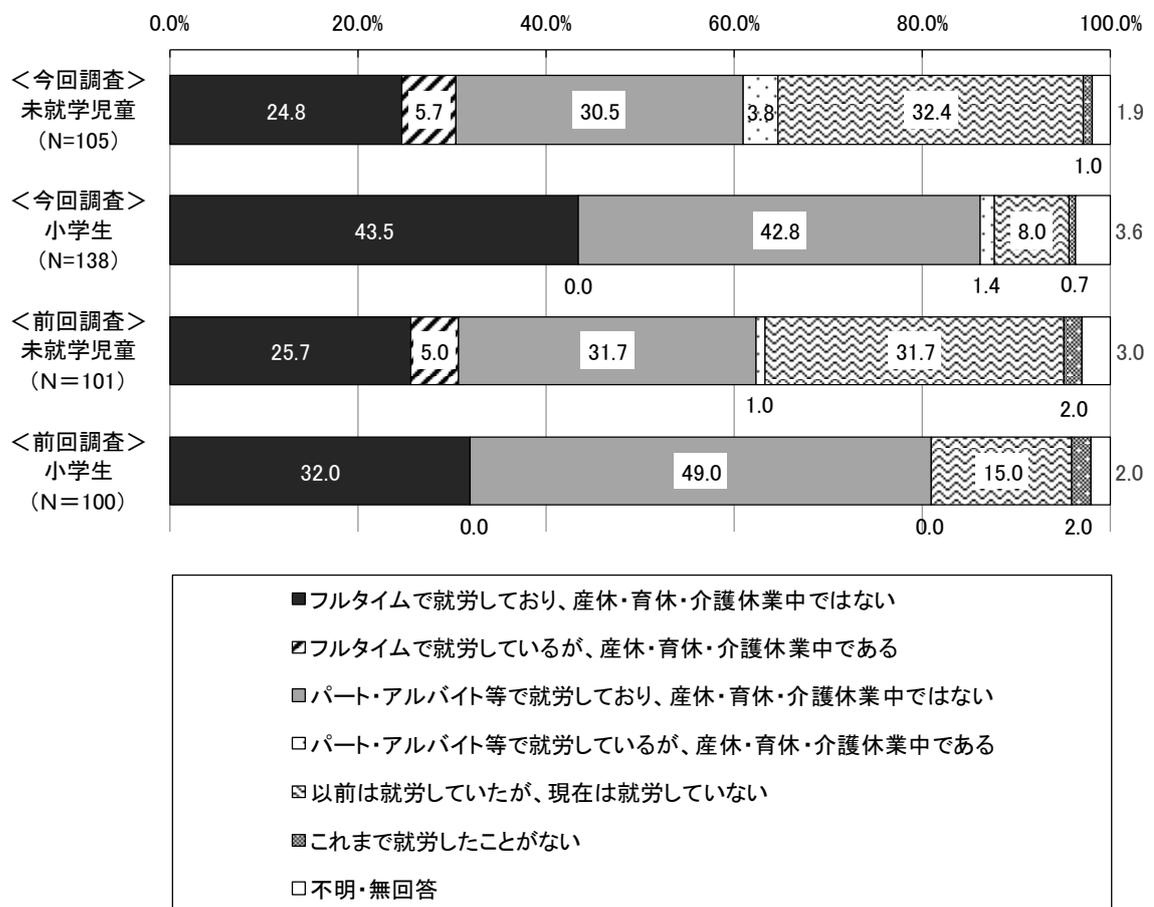


③母親の就労状況について

未就学児童では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.5%となっています。小学生では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が43.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が42.8%となっています。

前回調査※結果と比較すると、小学生の「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が、11.5ポイント高くなっています。

■母親の就労状況（未就学児童・小学生）



※「前回調査」とは、「朝日村子ども・子育て支援事業計画」策定のため、平成25年度に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」をさす。

④地域子育て支援事業の利用状況・利用意向について

地域子育て支援事業を利用している人は、「こんにちは赤ちゃん訪問」が 55.2%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が 48.6%となっています。前回調査と比較すると、「自治体発行の子育て支援情報誌」が 15.7ポイント高くなっています。

今後の利用意向がある人は、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が 52.4%と最も高く、次いで「自治体発行の子育て支援情報誌」が 48.6%となっています。

■地域子育て支援事業の利用状況・利用意向（未就学児童） (%)

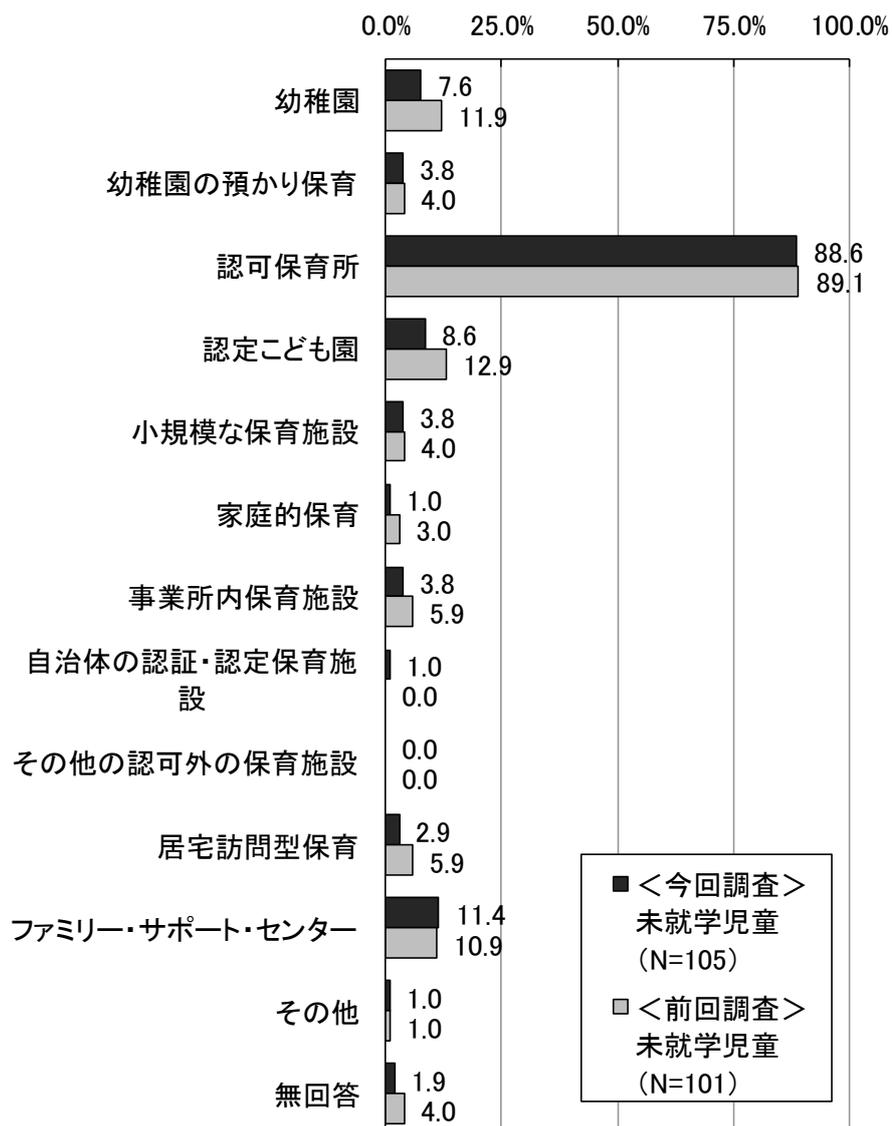
	今回調査 (N=105)		前回調査 (N=101)	
	利用している人の割合	今後の利用意向がある人の割合	利用している人の割合	今後の利用意向がある人の割合
母親（父親）学級、 両親学級、育児学級	46.7	33.3	34.3	30.7
保健センターの情報・ 相談事業	28.6	48.6	24.8	41.6
家庭教育に関する学級・ 講座	10.5	44.8	3.0	32.6
教育相談センター・ 教育相談室	2.9	42.9	3.0	36.6
保育所や幼稚園の 園庭等の開放	48.6	52.4	60.4	45.5
子育ての総合相談窓口	10.5	45.7	6.9	37.6
自治体発行の 子育て支援情報誌	27.6	48.6	11.9	42.6
ファミリー・サポート・ センター	2.9	37.1	5.0	29.7
こんにちは赤ちゃん訪問	55.2	33.3	42.6	23.8

⑤平日の保育・教育事業の定期的な利用意向について

「認可保育所」が88.6%と最も高く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が11.4%となっています。

前回調査結果と比較すると、「幼稚園」「認定こども園」がそれぞれ4.3ポイント低くなっています。

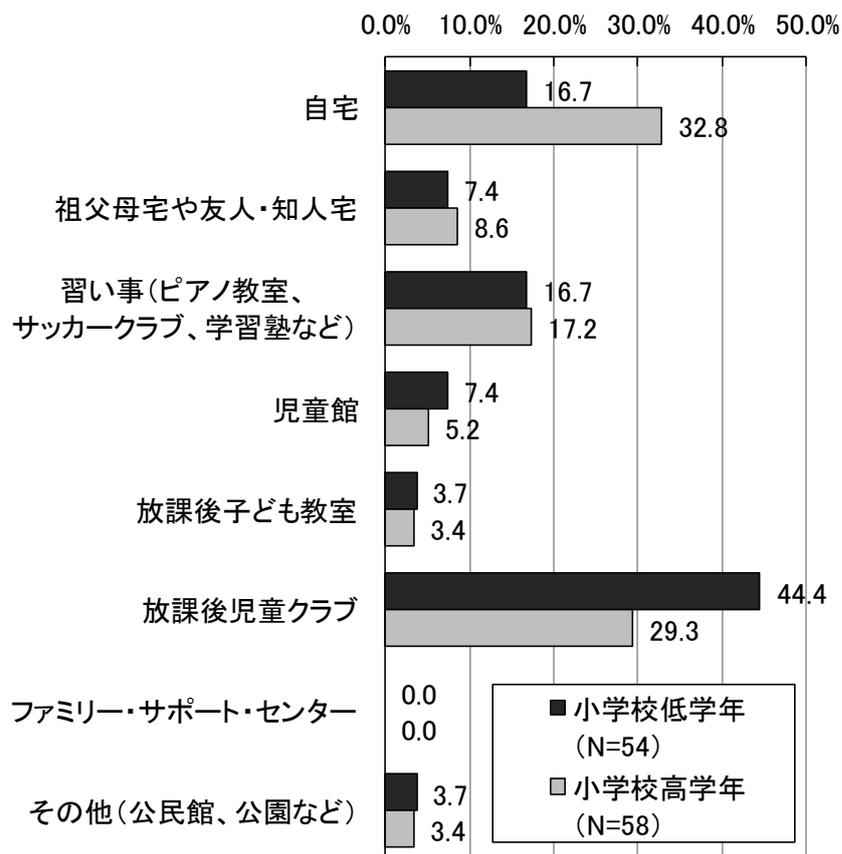
■平日の保育・教育事業の利用意向（未就学児童）



⑥就学後の放課後の過ごし方について

小学校低学年時では、「放課後児童クラブ」が44.4%と最も高く、次いで「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」がそれぞれ16.7%となっています。また、小学校高学年時では「自宅」が32.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が29.3%となっています。

■小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（5歳以上の未就学児童）

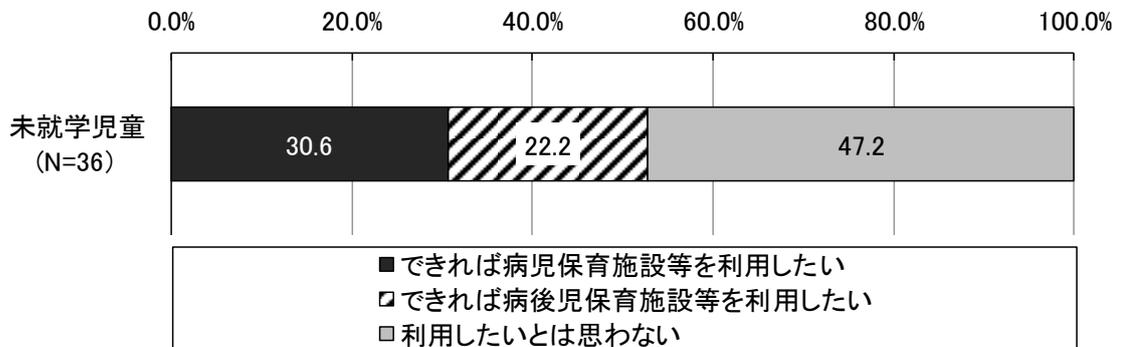


※「不明・無回答」を除く

⑦病児・病後児保育事業の利用意向について

「できれば病児保育施設等を利用したい」が30.6%、「できれば病後児保育施設等を利用したい」が22.2%となっています。

■病児・病後児保育事業の利用意向（未就学児童）

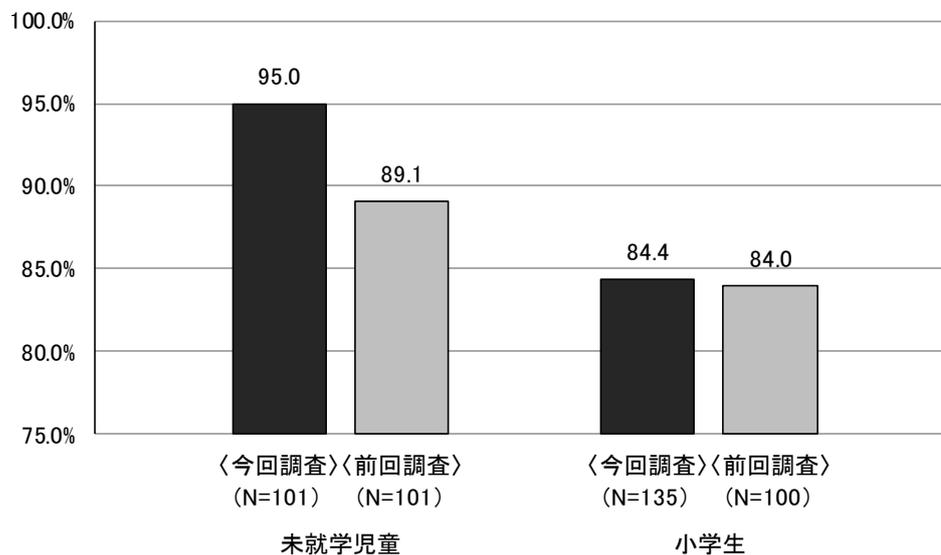


※「不明・無回答」を除く

⑧子育てに関して気軽に相談できる人・場所について

「いる／ある」が未就学児童では95.0%、小学生では84.4%となっています。

■子育てに関して、気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」人（未就学児童・小学生）

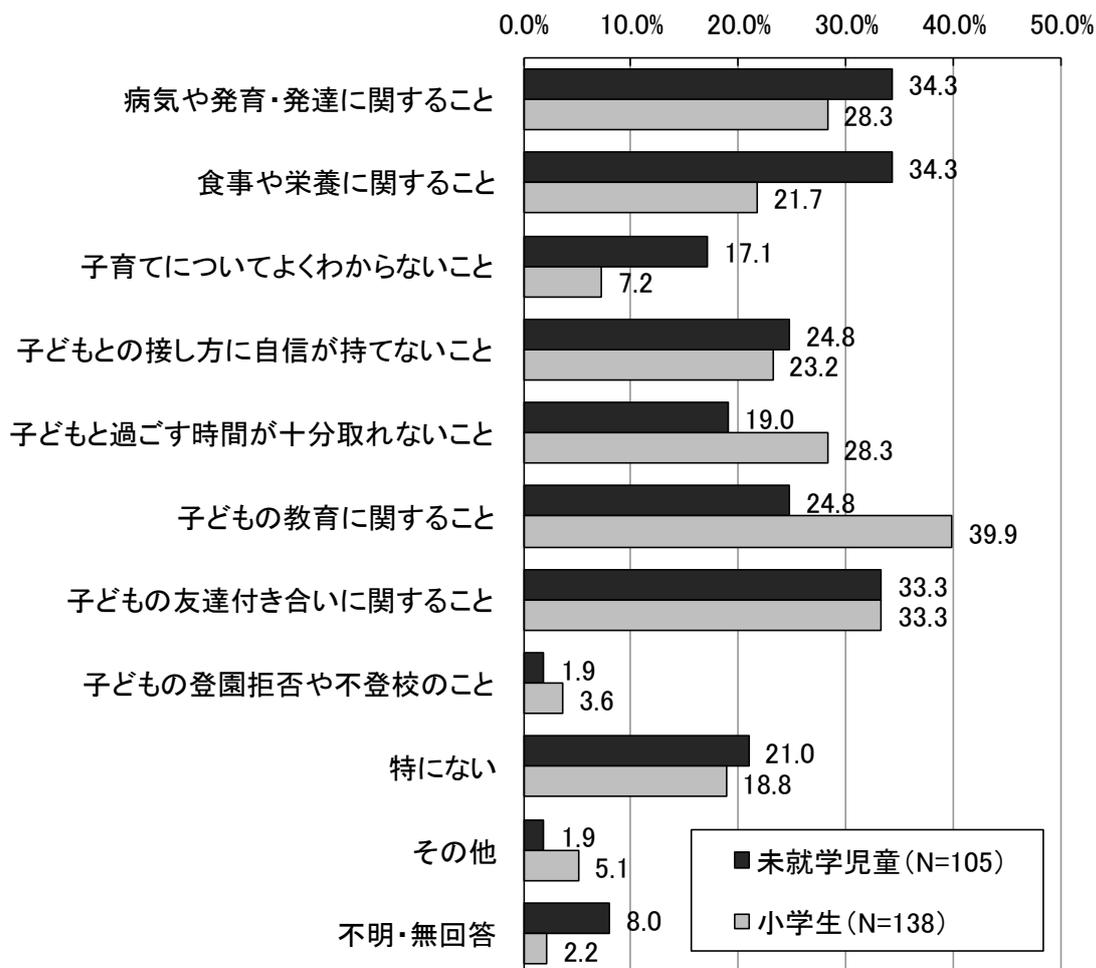


※今回調査については「不明・無回答」を除く

⑨子育てに関して日常的に悩んでいること・気になることについて

未就学児童では、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」がそれぞれ34.3%と最も高く、次いで「子どもの友達付き合いに関すること」が33.3%となっています。小学生では、「子どもの教育に関すること」が39.9%と最も高く、次いで「子どもの友達付き合いに関すること」が33.3%となっています。

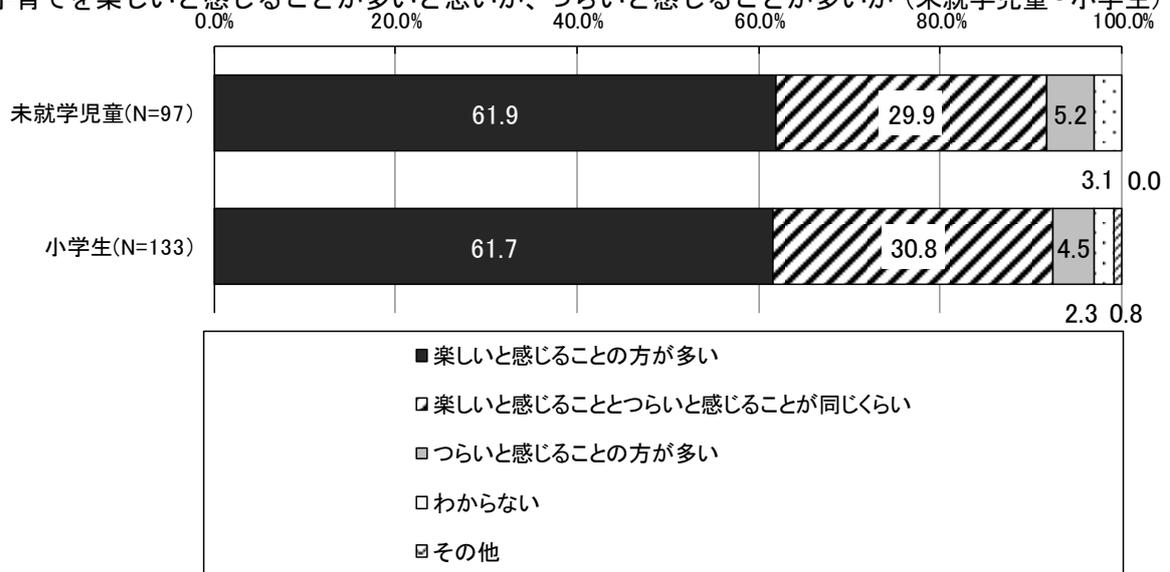
■子育てに関して日常的に悩んでいること・気になること（未就学児童・小学生）



⑩子育ての楽しさ・つらさについて

未就学児童・小学生ともに「楽しいと感じることのほうが多い」がそれぞれ約6割と最も高く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」がそれぞれ約3割となっています。

■子育てを楽しいと感じることが多いか、つらいと感じることが多いか（未就学児童・小学生）



※「不明・無回答」を除く

3 本村の現状からうかがえる課題

統計からみる本村の状況やニーズ調査結果等を踏まえ、本村では以下のような課題がうかがえます。

(1) サービス提供体制の整備

本村では年少人口や生産年齢人口が減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが見込まれています。また、ニーズ調査では、地域子育て支援事業について、いずれの事業も今後の利用意向がある人が3割以上となっており、前回調査と比較すると、ニーズの多様化がみられます。

今後は、児童数や教育・保育ニーズの動向を鑑み、ニーズに対応したサービスを提供する体制の整備が求められます。また、支え手となる生産年齢人口の減少も見込まれることから、行政や関係機関、関係団体、地域等が連携し、効果的かつ効率的なサービスの提供が必要です。

(2) 仕事と子育ての両立

本村は、塩尻市や松本市と隣接しており、両市のベッドタウンとなっています。特に、近年では、向陽台住宅団地の開発・分譲等により、近隣市で働く人が本村へ移住・定住するケースが多くみられます。女性の労働力率をみると、国・長野県と比較すると、いずれの年齢階級においてもおおむね高くなっています。また、ニーズ調査結果では、小学生の母親の就労状況について、前回調査と比較すると、フルタイムで就労している人の割合が増加しています。

今後は、保護者が働きながら安心して子どもを育てることができるよう、ニーズに応じた子育て支援策やワーク・ライフ・バランスの推進、男性の育児への参画の促進等を進める必要があります。

(3) 成長過程に応じた子育て支援体制の充実

ニーズ調査結果では、未就学児童・小学生で、子育てに関して日常的に悩んでいること・気になることの内容が異なっており、子育て中の保護者が抱えている悩みが多岐にわたることがわかります。

今後は、既存の施設や仕組みを活用しながら、成長段階に応じた子育て支援施策を行うための連携体制を整備し、切れ目のない子育て支援につなげることが求められます。また、子育てに関する情報発信の充実や、子育て支援センターわくわく館の機能強化、気軽に相談ができる環境づくりを進める必要があります。

第3章 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況等の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

本村においては、村域や通勤圏、提供区域内での需給調整等を勘案し、村全体を1区域として設定します。

2 乳幼児・児童数の推移と推計

本村の乳幼児・児童数は減少傾向にありましたが、向陽台団地の開発により若干増加し、令和元年では419人となっています。

今後の推計においては、乳幼児・児童数は数人の増減を繰り返しながら、令和6年では402人となることを見込まれています。

■乳幼児・児童数の推移と推計

(単位:人)

	推移					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	29	22	28	31	31	30	29	28	29	28
1歳	20	34	24	31	32	33	32	31	30	30
2歳	23	21	35	31	37	34	34	33	32	30
3歳	31	28	24	35	37	38	34	34	34	32
4歳	45	32	29	26	35	38	39	36	35	34
5歳	34	46	31	30	27	36	38	39	36	36
6歳	36	34	47	31	32	27	36	39	39	36
7歳	37	37	33	48	33	33	28	37	39	40
8歳	44	37	38	31	48	33	33	28	37	39
9歳	32	44	38	38	31	48	33	33	28	37
10歳	41	32	43	38	38	31	48	33	33	28
11歳	36	40	32	42	38	38	32	48	34	32
合計	408	407	402	412	419	419	416	419	406	402

資料：～令和元年 住民基本台帳
令和2年～ コーホート変化率法に基づく人口推計

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育の量の見込みは、本村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえて作成します。具体的には、利用状況及び利用希望を分析かつ評価し、認定区分ごと（3号認定は年齢ごと）に量の見込み（必要利用定員総数（3歳未満の子どもは保育利用率を含む））を定めるものとします。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

■教育・保育の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号認定	量の見込み	A	3	3	3	3	
	確保方策	B	3	3	3	3	
	特定教育・保育施設		3	3	3	3	
	過不足	C=B-A	0	0	0	0	
2号認定	量の見込み	D	109	108	106	102	99
	保育ニーズ		109	108	106	102	99
	確保方策	E	109	108	106	102	99
	特定教育・保育施設		109	108	106	102	99
	過不足	F=E-D	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	量の見込み	G	6	6	6	6	6
	確保方策	H	6	6	6	6	6
	特定教育・保育施設		6	6	6	6	6
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	量の見込み	J	27	27	26	25	24
	確保方策	K	27	27	26	25	24
	特定教育・保育施設		27	27	26	25	24
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

※本村で行っていない以下の事業については掲載を省略しています。

1号認定：（確保方策）確認を受けない幼稚園

2号認定：（量の見込み）教育ニーズ、（確保方策）認可外保育施設

3号認定：（確保方策）特定地域型保育事業所、認可外保育施設

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、本村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況、利用希望を踏まえて作成します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

前項で設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。放課後児童健全育成事業については、子育て支援センター「わくわく館」との連携で実施します。

①放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の児童に対して、子育て支援センターでの遊びや学習の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

本村では、一般的に放課後育成健全事業や放課後子ども教室推進事業を必要とする働く家庭の子どもにとどまらず、すべての児童の放課後の活動場所として、子育て支援センター「わくわく館」を開放しています。また、土曜日や長期休業時にも子どもの預かりや、子どもたちが学びながら交流ができる活動を行っています。

国の示す「新・放課後子ども総合プラン」のめざす方向性と同様に、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、子育て支援センターでの活動を継続します。

(単位:人(登録児童数))

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	A=B+C+ D+E+F+G	173	173	180	173	175
1年生	B	22	30	32	32	30
2年生	C	27	23	31	32	33
3年生	D	27	27	23	31	32
4年生	E	40	27	27	23	31
5年生	F	26	40	27	27	23
6年生	G	31	26	40	28	26
確保方策	H	173	173	180	173	175
過不足	I=H-A	0	0	0	0	0

②時間外保育事業

11 時間（保育短時間認定の場合は 8 時間）の開所時間を超えて、おおむね午後 7 時まで保育を行う事業です。

あさひ保育園では、あらかじめ延長保育の申し込みを受けた子どもを預かっています。

（単位：人（実人数））

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	A	43	43	42	41	39
確保方策	B	43	43	42	41	39
過不足	C=B-A	0	0	0	0	0

③一時預かり事業（幼稚園等在園児対象型を除く）、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、トワイライトステイ事業

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所等において、一時的に預かる事業です。

本村では、あさひ保育園での一時預かりや、ファミリー・サポート・センター事業を通じた家庭支援を行っています。

（単位：人日（延べ人数））

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	A	93	92	90	87	84
確保方策	B=C+D+E	93	92	90	87	84
	一時預かり事業	C	92	91	89	83
	ファミリー・サポート・センター事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	D	1	1	1	1
	トワイライト事業	E	0	0	0	0
過不足	F=B-A	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター「わくわく館」で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

本村では、子育て支援センター「わくわく館」を中心とした子育ての中でのコミュニティの形成や、育児に関する相談を引き続き行っていきます。

（単位：か所）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

養育環境の確認を行い、訪問の結果、支援が必要とされる家庭に対しては、専門機関につなげることで切れ目のない支援を進めます。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	29	28	29	28
確保方策	30	29	28	29	28

⑥養育支援訪問事業

養育の支援が特に必要な家庭に保健師等の資格を持った訪問員を派遣して、保護者の育児や家事等についてのアドバイス等を行う事業です。

地域の子育て関係機関と連携を取りながら、支援ができているか確認を行います。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

⑦妊婦健診

安全・安心な分娩や出産、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付し、医療機関等への受診を勧奨します。

本村では、松本地域出産・子育てネットワーク協議会を通じて、健診協力医療機関での妊娠の初診や母子手帳の交付、情報提供等を行っています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	29	28	29	28
確保方策	30	29	28	29	28

⑧ファミリー・サポート・センター事業(就学児対象)

児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本村でも、引き続きファミリー・サポート・センターの会員を募集し、子どもを地域で支えます。

(単位:人日(延べ人数))

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	A	0	0	0	0	0
確保方策	B	0	0	0	0	0
過不足	C=B-A	0	0	0	0	0

⑨病児保育事業

子どもが発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

本村では現在実施しておりませんが、希望が多いため、設置等に関しては今後検討します。

⑩子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の病気や就労などの事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。

本村では現在実施しておりませんが、設置等に関しては必要に応じて研究します。

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、給付方法については検討を行います。

⑫多様な事業者の参入促進について

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本村では、あさひ保育園における保育の提供体制により、今後の見込みについても対応可能な体制を整備できると考えられます。子どもの数や保育ニーズ等の動向を踏まえ、状況に応じて参入の促進に向けて検討します。

5 提供体制に係る確保の方策

(1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

○認定こども園について

本村の保育所はあさひ保育園の1園です。認定こども園への移行については、今後の幼児期の教育に対する保護者のニーズや受入れ体制等を考慮し、必要に応じて検討していく予定です。

○幼稚園教諭と保育士の合同研修について

本村には幼稚園がないため、合同研修における支援等の在り方については、必要に応じて近隣市町村との連携や実施について検討していく予定です。

○幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続

本村には小学校は1校のみであり、基本的には村の保育所に入園している園児がそのまま小学校に入学しています。そのため、小学校生活にスムーズに移行できるように、保育所と小学校との交流を通じて連携を強化します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

○子育てのための施設等利用給付の実施

本村では、住民税非課税世帯の3歳以上児や0～2歳児の子どもについて、保育料無償化を行っています。また、あさひ保育園以外の認可外保育施設や未移行幼稚園などを利用する子どもについても、保育料無償化の対象としています。今後も継続して子育て世帯の支援を行います。

○特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督

県に対し、事務の執行や権限の行使について協力の要請を行いながら、連携や情報共有を図ります。

第4章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

子どもは次の時代を担う大切な存在であり、子どもを育てることは未来の朝日村の活力につながります。

平成 27 年に策定された「朝日村子ども・子育て支援事業計画」では、「親子の笑顔 みんなで育む 朝日村」を基本理念に掲げ、子育て支援施策を推進してきました。

本計画では、子ども一人ひとりが健やかに安心して暮らすために、親だけでなく、その周りの家族や地域住民が子育てに関わりながら、子育て家庭を支援し、村全体で子どもを守り育てることをめざし、「すべての子どもたちを みんなで支える 朝日村」と定めます。

基本理念

「すべての子どもたちを みんなで支える 朝日村」

2 計画の基本目標と成果指標

基本理念の実現を図るため、本村では以下の4つを基本目標とします。

基本目標1 健康に産み育てられる環境づくり

安心できる子育ての推進には、産前・産後の母親や子ども、その家族への切れ目ない支援が必要であるため、各種健診や母子保健事業等を通して、母子の健康の維持や支援を図ります。また、保育・子育て支援サービス等の充実を通じて、子どもの健やかな成長を支援する環境を整備します。

指標名		近況値(H30年度)	目標値(R6年度)
子育てを楽しんでいると感じることが多い人の割合 ^{*1}	未就学児	61.9%	70.0%
	小学生	61.7%	70.0%
子育てに関して、気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」人の割合	未就学児	95.0%	98.0%
	小学生	84.4%	90.0%
子育て支援に対する満足度		41.8%	43.7%
子育て支援サイトのホームページアクセス数		0件	10,000件
母子手帳交付時の相談		100.0%	100.0%
里帰り出産時の産婦健診受診費補助		5件 (H26～H30年度累計)	10件 (R2～R6年度累計)

※1 アンケート調査「子育てを楽しんでいると感じることが多いと思いますか。それともつらいと感じることが多いと思いますか。」に対する回答が「楽しいと感じることが多い」割合

基本目標2 子どもや家庭への専門的な支援

子どもや子育て家庭の中には、障がいのある子どもやひとり親家庭、貧困状態にある子育て家庭など特別な支援を必要とするケースがあるため、関係機関のもと、実情に合った支援の充実を図り、「子どもや家庭への専門的な支援」を進めます。また、要保護児童対策協議会¹が中心となり、児童虐待を防止します。

指標名	近況値(H30年度)	目標値(R6年度)
要保護児童対策協議会、実務者会議の実施	4回	4回
保育園巡回の実施	5回	5回

¹ 要保護児童対策協議会：保護や支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。

基本目標3 村全体で子育てを支援する体制づくり

学校や家庭での教育を充実させると同時に、地域住民との交流や自然・文化・歴史など、本村の特色を活用した子育ての推進を図ります。また、父親や企業に対する子育てへの理解や協力を図り、子育て家庭が、仕事と育児の両立をしやすい環境をつくります。

指標名	近況値(H30年度)	目標値(R6年度)
コミュニティスクールに関わったボランティア数	41人	60人
朝日小学校に対する満足度	89.5%	90.0%
保育所と地域が連携して実施した事業 ^{※2} の数	5事業	10事業
小学校と地域が連携して実施した事業 ^{※3} の数	9事業	10事業
ファミリー・サポート・センター事業の利用者数	0人	3人
18歳までの子どもへの図書館の貸し出し冊数	4,469冊	4,600冊
18歳までの子どもの美術館の入館者数	776人	800人
中学生の学習教室利用者数	0人	20人

※2 川遊び、山遊び、もちつき、人形劇、マジック 等

※3 保育園児との交流、未就園児との交流、農作物収穫、地域サロン、ふるさと道場、スケート教室、朝日美術館との連携、みどりの少年団、給食食材提供 等

基本目標4 安心・安全な生活を送るための環境づくり

子どもが安心・安全に生活ができるよう、交通安全教室や通学時の安全の確保、見守り体制の強化を進めます。また、地域ぐるみで子どもを取り巻く有害環境についても対策を図り、子育て家庭にとってより良い生活環境を確保します。

指標名	近況値(H30年度)	目標値(R6年度)
交通死亡事故ゼロの日数	5,000日以上	7,000日
子どもを守る安心の家設置数	27箇所	29箇所

3 計画の体系

基本目標	基本施策	施策
1 健康に産み育てられる環境づくり	① 産前・産後の切れ目ない支援	1 妊娠期を健康に過ごすための支援
		2 子どもの健康の確保
		3 育児に関する教室等の開催
		4 産後サポートの充実
		5 幼・保・小・中学校など関係機関との連携
	② 多様な保育の充実	6 保育内容の充実
		7 地域と連携した保育所運営の推進
		8 特別保育の充実
		9 園開放の実施
	③ 子育て支援サービスの充実	10 子育て支援センター「わくわく館」の充実【新・放課後子ども総合プラン】
		11 子育て世代包括支援センター事業の推進
		12 子育て家庭への経済的支援の充実
		13 子育て世帯等の移住の促進
	④ 健康な子育ての促進	14 子育て支援に関する情報発信の充実
		15 朝日村食育推進計画に基づく食育支援の実施
		16 病気・感染症予防対策の充実
2 子どもや家庭への専門的な支援	① 特別な支援の充実	17 児童虐待防止対策の充実
		18 ひとり親家庭等の自立支援の推進
		19 障がいのある子どもへの支援の充実
		20 多様な困難を抱える子どもや子育て家庭への支援
	② 子どもの貧困対策の推進【子どもの貧困対策計画】	21 教育の支援
		22 自立のための生活や就労に関する支援
		23 困窮家庭への経済的支援の充実
3 村全体で子育てを支援する体制づくり	① 地域の子育ての推進	24 学校教育の充実
		25 家庭教育の推進
		26 地域を活かした教育の充実
		27 心豊かな感性を育む教育の推進
		28 伝統文化の継承・地域住民との交流の推進
	29 家庭・学校・地域が連携した子どもの読書習慣づくりの取組【子ども読書活動推進計画】	
	② 仕事と子育ての両立支援	30 働きながら子育てする家庭への支援
		31 男女共同参画社会の推進
32 交通安全への取組		
4 安心・安全な生活を送るための環境づくり	① 安心・安全な村の環境整備【学校安全計画】	33 道路の整備
		34 通学の交通手段の確保
		35 学校の危機管理体制の充実
		36 地域の危機管理体制の充実
		37 家庭・保護者の見守り体制の確立
		38 有害物使用等の防止の啓発、抑制
	② 有害環境対策による地域環境の整備	39 地域住民による良質な環境の推進

第5章 子ども・子育て支援の基本施策

基本目標 1 健康に産み育てられる環境づくり

基本施策① 産前・産後の切れ目ない支援

【総合計画】 基本戦略 1 魅力にあふれ暮らしたくなる村をつくります
重点目標 1 出産・子育ての希望を叶える環境づくり
主要施策 1 結婚・妊娠・出産がしやすい支援の強化を図ります

《現状と課題》

安心・安全な出産のためには、妊婦やその家族の妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、正しい情報の提供が必要です。また、出産後も、子育ての支援を切れ目なく行うことで、母親をはじめ、子育て家庭が安心して育児ができる環境が求められます。

本村では、母子手帳交付時から妊娠中の母子の健康や食生活における案内や相談を行っています。また、ニーズ調査結果では、未就学児童を持つ家庭の保護者の主な悩みとして、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」をあげる人の割合が高くなっています。このような状況に対応し、出産後も、健診や各種教室等において、気軽に相談できる機会づくりや、健診事業や各種企画を通じた仲間づくりの促進等、子育て家庭が安心して子育てを継続できるような支援を行っています。

本村で生まれる子どもが心身ともに健康で成長できるように、成長段階に応じた支援や、子育て家庭の相談体制の充実を継続して行うなど、切れ目のない支援を行うことが必要です。

《施策の方向性》

- 産前・産後において、母親と子どもの心と体の健康を見守り、支援します。
- 子育て世代包括支援センター²や、各種保育・教育機関等をはじめ、切れ目のない子どもの成長の支援体制をつくります。

² 子育て世代包括支援センター：妊産婦・子どもやその家庭の実情を把握し、情報提供や相談業務、関係機関との連絡や調整を行い、包括的な支援を通して妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を提供する組織。総合窓口は教育委員会にある。

《施策一覧》

施策	内容	担当課
1 妊娠期を健康に過ごすための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会³を通じた産科医療体制により、妊娠期の支援を行います。また、支援の向上についても検討します。 【重1施1取3 母子保健の推進】 ・母子健康手帳交付時に、妊婦に必要な情報提供や相談、健康・食事のアンケートを実施します。 ・朝食の摂取等、望ましい食習慣に関する情報提供を行います。 ・不妊治療・不育症治療への補助金を交付し、妊娠・出産の支援を行います。 【重1施1取1 妊娠・出産へ向けた経済的な支援】 ・妊婦・産婦健診費用の助成を行います。 【重1施1取2 妊娠・出産へ向けた経済的な支援】 ・里帰り出産時の産婦健診（定期検査及び保健指導）受診費の補助を行います。 【重1施1取2 妊娠・出産へ向けた経済的な支援】 ・妊婦への福祉医療費の給付を行います。 【重1施1取2 妊娠・出産へ向けた経済的な支援】 ・必要に応じて医療機関と連携し、妊婦を支援します。 ・妊婦歯科検診を実施します。 【重1施1取3 母子保健の推進】 ・子育て支援アプリを紹介し、妊娠期から子育て期の情報提供を行います。 【重1施1取3 母子保健の推進】 	住民福祉課 教育委員会
2 子どもの健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診を実施し、子どもの成長や発達チェック、育児支援や虐待の早期発見に努めます。 【重1施1取3 母子保健の推進】 ・必要に応じて心理士との相談の機会を提供します。 ・保育所・小学校において内科健診を実施し、病気の早期発見・早期治療につなげます。 ・訪問や子育て活動を通して、予防接種の啓発を行います。 	住民福祉課 教育委員会
3 育児に関する教室等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての不安感・負担感の解消や、仲間づくり等を促進するため、「2か月児教室」や「離乳食教室」、子育て家庭のニーズに応じた出前講座等を実施します。 ・「ベビービクス教室」「びよびよ親子体操教室」「にんにん親子体操教室」を開催し、母子の運動機会を提供します。 ・各種教室において父親や祖父母等の参加を促進し、子育てを家族一体となって行うように支援します。 	住民福祉課 教育委員会
4 産後サポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問や産婦健診・産後ケア事業を通して、産後うつに対する調査や、育児に不安を持つ母親への必要な支援を行います。 【重1施1取3 母子保健の推進】 	住民福祉課 教育委員会
5 幼・保・小・中学校など関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から18歳までの子どもの個別支援シートを作成することで、その子どもにあった支援を提供します。 ・幼・保・小・中学校や関係機関の連携を密にし、ケースごとに、きめ細かな対応を途切れることなく実施します。 	住民福祉課 教育委員会

³ 松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会：出産ができる医療機関と健診協力を行う医療機関とが連携し、医療機関同士の情報共有や妊婦への支援を行う協議会。

基本施策② 多様な保育の充実

- 【総合計画】 基本戦略1 魅力にあふれ暮らしたくなる村をつくります
重点目標1 出産・子育ての希望を叶える環境づくり
主要施策2 子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育て支援を行います
- 基本戦略2 一人一人が活躍できる村をつくります
重点目標4 特色のある教育・生涯学習の充実
主要施策2 誰もが生涯にわたって学び続けられる環境をつくります

《現状と課題》

本村では、全国的な傾向と同様、母親が仕事を持ち、共働き傾向にあります。また、子育て世代の転入が増加しており、保育ニーズが高まっています。

ニーズ調査結果においては、平日の保育・教育事業の利用意向として「認可保育所」が88.6%と最も高くなっています。特に、未就園児の預け入れ希望が高くなっています。

本村は、公立保育所が1か所となっており、支援に当たっての情報共有や迅速な対応ができる体制となっています。また、引き続き保育の無償化を行うことで、今後も増加・多様化するであろうニーズに対応するとともに、子どもたちが健やかに園生活を送ることができる保育所環境を整備していくことが必要です。

保護者の多様な保育へのニーズの対応や、保育を通じた子どもの健やかな成長のため、村における保育・子育て支援サービスの提供体制の強化が求められています。

《施策の方向性》

- 保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう、保育内容を充実させるとともに、職員の確保や研修をはじめとした提供体制の整備を行います。
- 保護者からの相談に応じ、関係機関との連携を行います。
- 保育園児が、地域の方との交流や自然との触れ合いなどの多様な経験を通して成長できる機会をつくります。

《施策一覧》

施策		内容	担当課
6	保育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育所において、保育理念、保育目標及び年間保育計画等に沿って保育内容の充実に努めます。 ・ 豊かな自然を生かした保育を提供します。 【重1施2取1 子育て施策の推進】 ・ 国際交流の取組として外国人講師を招き、違う国の言葉や習慣に触れる外国語遊びを実施します。 【重1施2取1 子育て施策の推進】 ・ 運動指導士等による運動遊び教室を実施します。 ・ 自園給食⁴による多様な給食提供を行います。 ・ 子育て支援センター「わくわく館」との連携を行います。 ・ 安心・安全な場所で保育ができるよう、必要に応じて整備を行います。 	教育委員会 住民福祉課
7	地域と連携した保育所運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内外の人々に本村の保育所や活動内容について知ってもらえるよう、広報やホームページを通じた情報発信を行います。 ・ 「ゆめの里朝日」「朝日村かたくりの里」等との地域交流に取り組みます。 ・ 園児が自然との触れ合いや、運動・スポーツ体験、地域交流等の取組ができるよう、地域の支援ボランティアの充実を図ります。 ・ 松本山雅FCのホームタウン活動と連携したスポーツ活動を実施します。 【重4施2取4 スポーツや運動の充実】 	教育委員会
8	特別保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保育（未就園児対象）、延長保育、特別支援保育を実施します。 【重1施2取1 子育て施策の推進】 ・ 病児・病後児保育の研究を行います。 【重1施2取1 子育て施策の推進】 	教育委員会
9	園開放の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間計画に沿い、主に未就園児を対象に保育所を開放し、親子が保育所を知る機会をつくります。 ・ 各行事を通じて、他の親子と交流できるきっかけづくりをします。 	教育委員会

⁴ 自園給食：保育所内で調理した食事を提供する給食。

基本施策③ 子育て支援サービスの充実

- 【総合計画】 基本戦略1 魅力にあふれ暮らしたくなる村をつくります
重点目標1 出産・子育ての希望を叶える環境づくり
主要施策1 結婚・妊娠・出産がしやすい支援の強化を図ります
主要施策2 子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育て支援を行います
重点目標2 誰もが暮らしたくなる環境づくり
主要施策1 暮らしたい、暮らし続けたいと感じる移住・定住施策を推進します
- 基本戦略2 一人一人が活躍できる村をつくります
重点目標4 特色のある教育・生涯学習の充実
主要施策1 未来の村を担う子どもたちの生きる力を育む教育を行います
重点目標5 誰もが活躍できる社会環境づくり
主要施策2 障がいに関わらず自分らしい生活や活躍ができる社会環境をつくります

《現状と課題》

近年、全国的に核家族化や地域のつながりの希薄化により、身近なところで子育ての相談や交流できる機会が減少し、相談できる相手がいらない保護者がいます。しかし、ニーズ調査結果をみると、子育てについて気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」人の割合が80%を超えて高くなっており、特に就学前児童の保護者にとって、良い環境になっていることが伺えます。

一方、本村では、新たな子育て世代の転入が進んでおり、既存のコミュニティに比べて地域交流が乏しくなることが懸念されます。本村では、子育て支援の中核を担う場として子育て支援センター「わくわく館」を設置し、子どもたちの遊び場や、保護者の交流等の拠点として機能しています。平成29年8月に、厚生労働省が「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」を示し、母子保健分野と子育て分野両面から支援を行う体制づくりを全面的に推進することとしています。

本村においても、子どもとその家庭が安心して子育てを継続できるよう、地域の支援サービスを通して、子育てを総合的に支援することができる体制が求められています。

《施策の方向性》

- 子育て支援センターでの各種活動を通して、子育て家庭の支援を行います。
- 市町村子ども家庭総合支援拠点⁵を含む子育て世代包括支援センターを設置し、総合相談窓口の充実やさらなる包括的な子育て支援を促進します。

⁵ 市町村子ども家庭総合支援拠点：子育て家庭における実情の把握に努め、よりリスクの高い要支援児童や要保護児童への支援業務、他機関と連携を行う拠点。子育て世代包括支援センターが業務を兼ねる。

《施策一覧》

	施策	内容	担当課
10	<p>子育て支援センター「わくわく館」の充実【新・放課後子ども総合プラン】</p> <p>【重1施2取1 子育て施策の推進】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で子育てを支援する環境を整備するため、子育て家庭の支援、育児相談・育児情報提供等を実施します。 ・親子交流や友達づくりの場として、「ぼけっと広場」「ベビークラス教室」「親子体操教室」「英語であそぼ教室」等様々な教室・講座を実施します。 ・放課後児童クラブでは、全児童を対象とし、放課後の安全な居場所をつくります。 ・特別な配慮を必要とする児童には、にじいろキッズを居場所とします。 【重5施2取2 障がいのある子どもに対する支援の充実】 ・放課後児童クラブの活動へにじいろキッズの利用児童も参加できるように連携した活動を行います。 ・地域住民に協力をいただきながら、各種体験活動等を実施します。 ・老朽化した施設の環境整備（雨漏り対策・暑さ対策・安全対策）を行います。 	住民福祉課 教育委員会
11	<p>子育て世代包括支援センター事業の推進</p> <p>【重1施2取3 子育て世代包括支援センター事業の推進】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども家庭総合支援拠点の事業をセンター事業と一体化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供します。また、子どもとその家庭等に対し、現状の把握、情報の提供、相談等を実施し、より包括的な支援ができる体制を推進するとともに、村民への周知を図ります。 ・虐待を受けている子どもやひとり親世帯、経済的に困窮状態にある子育て世帯等の支援を必要とする子どもや子育て世帯に対して、相談支援や関係機関等と連携した対応・支援を行います。 ・現状の把握、情報発信や保健指導、支援プランの策定、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援を行います。 	住民福祉課 教育委員会
12	<p>子育て家庭への経済的支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出産祝金を支給します。（第1・2子は10万円、第3子以降は30万円） 【重1施1取2 妊娠・出産へ向けた経済的な支援】 ・高校生までの福祉医療費の助成を実施します。 【重1施2取2 子育てに関する経済的な支援】 ・児童手当・児童扶養手当の支給を行います。 【重1施2取2 子育てに関する経済的な支援】 ・3～5歳児の保育料無償化と合わせた副食費の無償化を行います。 【重1施2取2 子育てに関する経済的な支援】 ・第3子以降、3歳未満児の保育料軽減を行います。 【重1施2取2 子育てに関する経済的な支援】 ・ながの子育て家庭優待パスポート事業⁶を推進します。 【重1施2取2 子育てに関する経済的な支援】 ・小学校給食費の無償化の検討を行います。 【重1施2取2 子育てに関する経済的な支援】 	住民福祉課 教育委員会

⁶ ながの子育て家庭優待パスポート事業：子育て世帯が利用できるパスポートであり、買い物の際に割引などのサービスを受けることができる。

施策		内容	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校に通学する生徒を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、助成を行います。 【重1施2取2 子育てに関する経済的な支援】 ・大学進学のための支援として、利子給付を行います。また、新たな支援の検討を行います。 【重4施1取1 未来を切り拓く学力の向上】 	
13	子育て世帯等の移住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク事業⁷により、子育て世帯の転入を促進します。 【重2施1取2 住宅の確保・活用】 ・子育て世帯への住宅建築費補助を検討します。 【重2施1取2 住宅の確保・活用】 	企画財政課
14	子育て支援に関する情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・広報・マスメディアによるPRを行います。 【重1施2取4 子育てしやすい朝日村のPR】 ・メール配信の活用を行います。 	住民福祉課 教育委員会

⁷ **空き家バンク事業**：村内の空き家を有効活用し、都市住民の定住の促進により地域の活性化を図る目的で、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者から申込みを受けた情報を、宅地建物取引業者の専門的な仲介協力を得ながら、移住希望者に対して情報公開して斡旋する制度。

基本施策④ 健康な子育ての促進

- 【総合計画】 基本戦略3 安心して暮らし続けられる村をつくります
 重点目標6 安心して自分らしく健康に暮らし続けられるしくみづくり
 主要施策1 保健・医療が充実し、誰もが健康で生き生きと暮らせる環境をつくります

《現状と課題》

乳幼児期、小学校・中学校の時期は、家庭や保育所、学校等での生活の中で心身が大きく発達し、生活習慣の基礎がつけられる重要な時期です。また、適切な食習慣や早寝早起きなどの望ましい生活習慣は、子どもたちの健やかな成長や多くの生活習慣病の予防といった、生涯を通じた健康の維持・増進の点からも重要です。

これまで、本村では保育所や学校における食育や健康教育等を通じて、子どもたちが健康に関する知識を身につける機会を提供してきました。また、定期的な健診の実施により、子どもたちの健康管理を進めています。

子どもの規則正しい生活習慣の定着に向けて、家庭はもとより、保育所、学校等においても食育や健康教育を推進していく必要があります。

《施策の方向性》

- 家庭での食事を大切にするよう促すことで、子どもの健全育成を図ります。
- 保育所・小学校での健診を通して、子どもが健康に過ごせるようにします。

《施策一覧》

施策	内容	担当課
15 朝日村食育推進計画 ⁸ に基づく食育支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日村のスローガン「健康は早起き・早寝・朝ごはん」を推進するとともに、「食育の日」（毎月19日）等を活用し、正しい生活習慣の定着を図ります。 ・家族や友人など誰かと食事を共にする共食を推進します。 【重6施1取2 食育の推進】 ・乳幼児健診などの相談の場面や食育訪問、保護者向け出前講座を通じて、保護者に対して生活リズムの大切さを伝えます。 ・地産地消や食文化に対する関心を高めるため、給食や園、学校生活等を通じた食育を進めます。 	住民福祉課 教育委員会
16 病気・感染症予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、小学校での健診の促進を図ります。 ・予防接種の推進を図ります。【重6施1取3 感染症対策の推進】 ・県外でも定期予防接種を受けられる仕組みをつくり、助成します。 ・骨髄移植により、免疫が消失した子どもへの再接種費用を補助します。 	住民福祉課 教育委員会

⁸ 朝日村食育推進計画：食育基本法に基づくもので、朝日村健康づくり計画の中に位置づけられている。食を通じた様々な経験の中で、豊かな人間性を育むとともに、食への感謝を忘れずに、健康で豊かな食生活を実践することができるよう推進するための計画。

基本目標 2 子どもや家庭への専門的な支援

基本施策① 特別な支援の充実

- 【総合計画】 基本戦略 2 一人一人が活躍できる村をつくります
重点目標 4 特色のある教育・生涯学習の充実
主要施策 1 未来の村を担う子どもたちの生きる力を育む教育を行います
重点目標 5 誰もが活躍できる社会環境づくり
主要施策 2 障がいに関わらず自分らしい生活や活躍ができる社会環境をつくります

《現状と課題》

全国的に児童虐待件数が増加し続けており、子どもの命が奪われるような痛ましい事件が後を絶ちません。

本村においては、要保護児童対策協議会を設置し、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めてきました。また、乳幼児家庭への訪問や健診、相談の機会等を通じて、児童虐待等に関する早期発見、支援機関等との連携に努めています。

子育てに自信が持てない保護者も増加する中、そのような保護者を孤立させないためにも、児童虐待の発生予防や早期発見に向けては、周囲の見守りや、悩みを気軽に相談できる体制づくりが求められます。

また、障がいのある子どもについても、近年では、グレーゾーンといわれる支援が必要な子どもも増加しています。保護者の障がい受容、不安の軽減や相談、その後の支援等へつないでいくことが、より一層重要になっています。

さらに、地域にはひとり親や、外国にルーツをもつ子ども等、様々な困難を持つ家庭もあります。支援の必要な子どもやその保護者・家庭に対しては、母子保健事業や保育所・学校等との連携を強化し、個別の状況に対応した柔軟な支援を行う必要があります。

《施策の方向性》

- 子育て世代包括支援センターが中心となり、各種関係機関との連携を行い、きめ細やかな対応ができるようにします。
- 適応支援員⁹等による相談や情報提供を行い、子どもやその保護者に応じた支援を行います。

⁹ 適応支援員：配慮の必要な子どもへの支援や、保護者に対する支援（ペアレントトレーニング等）を計画・実施し、また外部機関と連絡連携対応を行う者。

《施策一覧》

施策		内容	担当課
17	児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターにおいて、相談受付や情報提供を行います。 ・乳幼児健診時の育児不安相談を充実します。 ・要保護児童対策協議会において、情報交換や必要に応じてケース検討会議を開き、支援体制を強化します。 ・児童虐待防止に向けた情報を、広報や回覧板で周知します。 	住民福祉課 教育委員会
18	ひとり親家庭等の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して、相談や情報提供を行います。 ・入学祝い金や各種手当等の支給、就労に関する情報提供を通じ、ひとり親家庭への経済的支援、自立支援を行います。 	住民福祉課 教育委員会
19	障がいのある子どもへの支援の充実 【重5施2取2 障がいのある子どもに対する支援の充実】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診での障がいの早期発見を図ります。 ・保育所への定期巡回相談の実施や保育士の加配により、子どもの発達の支援を行います。 ・小・中学校における特別支援学級の設置や特別支援教育支援員¹⁰の配置により、障がいのある児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう支援します。 【重4施1取4 支援を必要とする児童・生徒への支援】 ・適応支援員により、子どもと保護者に対する支援を行います。また、関係機関とも連携を図ります。 【重4施1取4 支援を必要とする児童・生徒への支援】 ・障がいのある子どもや保護者を支援するネットワークを整備し、情報共有や支援施策の情報提供を実施します。 ・医療的ケアが必要とされる子どもに対しては、必要に応じて支援を行います。 	住民福祉課 教育委員会
20	多様な困難を抱える子どもや子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校、いじめ、ひきこもり等、支援を必要とする子どもや家庭に対し、相談や情報提供、中間教室¹¹等関係機関との連携により、支援を行います。 【重4施1取4 支援を必要とする児童・生徒への支援】 ・在住外国人等、外国にルーツのある家庭や子どもに対し、必要に応じた支援を行います。 ・保護者に対し、子どもの特性を受容するための相談や情報提供等、寄り添った支援を行います。 	住民福祉課 教育委員会

¹⁰特別支援教育支援員：幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童・生徒に対し、学習活動上のサポートを行う人。

¹¹中間教室：登校できない状態にある児童・生徒が通うことができる施設で、本村では子育て支援センター「わくわく館」に設置している。

基本施策② 子どもの貧困対策の推進【子どもの貧困対策計画】

《現状と課題》

国では、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、子どもの貧困対策を総合的に推進することが定められました。令和元年6月には一部改正が行われ、子どもの住む地域に関わらず、より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を進めることが重要であるとされています。

本村では、保育料無償化や医療費の手当をはじめとした経済的な支援だけでなく、相談の受付や情報提供、就労支援等を通して、貧困を断ち切るための支援を行っています。

様々な家庭における貧困の背景に関わらず、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもが健やかに育つための支援が求められます。

《施策の方向性》

○子どもの貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、支援を行います。

○家庭の生活向上のため、各種手当や助成、就業支援、情報提供等により、困窮家庭が自立できるよう支援をします。

《施策一覧》

施策	内容	担当課
21 教育の支援	<ul style="list-style-type: none">・学校教育において、子どもの適性に合った支援を行います。・学習支援を通して、子どもが自らの将来を切り開く力を育成します。	教育委員会
22 自立のための生活や就労に関する支援	<ul style="list-style-type: none">・家庭生活や就労に関する情報提供、相談受付を行います。・保育所で子どもを預かることで、仕事と育児の両立ができるようにします。・子育て支援センター「わくわく館」で放課後児童クラブを開催し、子どもが安心・安全に過ごせる場所をつくります。	住民福祉課 教育委員会
23 困窮家庭への経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・入学祝い金を支給します。・各種手当等の支給を行います。・本村で行っている支援について、周知を図ります。・子どもの貧困対策について、現状把握と先進事例の収集を行い、今後の取組方針について検討します。	住民福祉課 教育委員会

基本目標3 村全体で子育てを支援する体制づくり

基本施策① 地域の子育ての推進

- 【総合計画】
- 基本戦略1 魅力にあふれ暮らしたくなる村をつくります
 - 重点目標1 出産・子育ての希望を叶える環境づくり
 - 主要施策2 子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育て支援を行います
 - 基本戦略2 一人一人が活躍できる村をつくります
 - 重点目標4 特色のある教育・生涯学習の充実
 - 主要施策1 未来の村を担う子どもたちの生きる力を育む教育を行います
 - 主要施策2 誰もが生涯にわたって学び続けられる環境をつくります
 - 基本戦略3 誰もが活躍できる社会環境づくり
 - 重点目標5 誰もが活躍できる社会環境づくり
 - 主要施策3 誰もが人権が尊重され、自分らしく活躍できる社会環境をつくります
 - 基本戦略3 安心して暮らし続けられる村をつくります
 - 重点目標6 安心して自分らしく健康に暮らし続けられるしくみづくり
 - 主要施策2 誰もが共に支え合う「地域共生社会」をめざします

《現状と課題》

少子化や核家族化の影響によって家庭と地域との関わりが減少し、祖父母世代の持つ子育ての知識や知恵も受け継がれにくくなり、家庭や地域の教育力の低下がみられます。

その上、共働き家庭の増加により、親子で過ごす時間が減少しています。

子育ての基本は家庭にあることから、何よりも保護者が自信と責任感を持って子どもと関わっていけるよう、多様な情報や学習機会、触れ合いの場を提供していくことが必要となっています。

加えて、地域においても、保育所、学校や家庭のみならず、地域を含めた社会全体で子どもを育てていく意識が重要となっています。本村では、地域行事や祭事を通じて、子どもたちと地域住民とのつながりをつくるとともに、子どもたちのふるさと意識の醸成に努めています。今後も、子どもと地域が触れ合える機会をつくることで、子どもの健全育成への関わりや、地域みんなで子どもを育む意識を根づかせる必要があります。

また、学校教育は、子どもの成長において中心的な役割を果たします。確かな学力と健全な心身の育成に向けて、子どもたちが自ら学び、考え、主体的に行動できる力を育めるよう、いきいきと学べる環境づくりが求められています。本村では朝日小コミュニティスクールを設置し、保護者と地域とともに子どもたちの教育を推進する体制を整備しています。今後も、地域や家庭とも連携しながら、特色のある、魅力的な教育環境の形成に取り組んでいく必要があります。

そして、年々活字離れが進む中、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくために読書は欠くことのできないものであることから、地域全体で読書活動を推進する必要があります。

《施策の方向性》

- 各種支援員による教育支援を継続し、子どもに応じた教育を進めます。
- 村の豊かな自然や地域資源を活用した学習を促進します。
- 保護者に対し、学習の機会及び情報提供、その他家庭教育を支援するために必要な施策を推進します。
- 子どもが読書を通じて知識を深め、想像力・思考力・表現力を養い、広い視野を持って成長できるよう、家庭・学校・地域が連携して子どもの読書活動を推進します。

《施策一覧》

施策	内容	担当課
24 学校教育の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種支援員による教育支援を継続し、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を推進します。 ・子どもが主体的に学ぶ中で、思考・判断・表現する力を身に付けるとともに、豊かな心、健やかな体の育成を図ります。 ・ICT¹²を活用した教育や、英語教育、プログラミング学習を推進し、新たな時代に即した授業づくりをめざします。 【重4施1取1 未来を切り拓く学力の向上】 ・授業の質の向上を図ります。 【重4施1取1 未来を切り拓く学力の向上】 ・保護者や地域住民が関わる学校運営を推進します。 【重4施1取5 安全・安心で信頼される学校づくり】 ・トイレの洋式化等、計画的な教育環境の整備を行います。 ・自校給食による多様な給食を提供をします。 【重4施1取2 豊かな心と健やかな身体の育成】 ・学校自校評価や学校評議員制度¹³を活用して、地域の声を聞きながら、学校の教育力を向上させます。 【重4施1取5 安心・安全で信頼される学校づくり】 ・体力や運動能力向上のための取組を実施します。 【重4施2取4 スポーツや運動の充実】 ・松本山雅FCのホームタウン活動と連携したスポーツ活動を実施します。 【重4施2取4 スポーツや運動の充実】 	教育委員会
25 家庭教育の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に対して、家庭教育について学習する場づくりを行います。 ・家庭の教育力向上のための情報提供や、研修・講座を開催します。 【重4施1取2 豊かな心と健やかな身体の育成】 ・親子で触れ合う講座を開催します。 	教育委員会
26 地域を活か した教育の 充実 【重1施2取 1 子育て施 策の推進】	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日小コミュニティスクール¹⁴の取組を通じ、保護者や地域と連携した学校運営を推進します。 【重4施1取3 郷土愛を育む教育の推進】 ・公共施設において、学習スペースの確保・提供をします。 【重4施1取1 未来を切り拓く学力の向上】 ・村の豊かな自然や地域資源を利用した、多様な体験学習の充実を図ります。 ・地域企業との連携により、職業体験を推進します。 	産業振興課 教育委員会

¹² ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略であり、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

¹³ 学校評議員制度：学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、地域住民の学校運営への参画の仕組みを新たに制度的に位置づけるもの。

¹⁴ 朝日小コミュニティスクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた学校づくりをすること。本村では、文部科学省型コミュニティスクールを推進し、地域住民の学校運営への参加、学校支援、学校関係者評価を一体的に行っている。また、コーディネーターやボランティアの支援を受けながら、学校の持続可能な協働を推進している。

施策		内容	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ・学習習慣と基礎学力の定着のための朝日村学習教室¹⁵等の取組の検討をします。 【重4施1取1 未来を切り拓く学力の向上】 ・ぬくもりチェアの進呈を通して、家族の絆を深め、自然を大切に作る心の醸成を図ります。また、村の施設の周知も行います。 【重1施2取1 子育て施策の推進】 	
27	心豊かな感性を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や小・中学校において、子どもと高齢者との交流機会を創出し、知識、知恵を学ぶ機会の充実を図ります。 【重6施2取1 支え合う意識の醸成】 ・保育所と小・中学校との連携を強化し、交流等の触れ合える機会を設けます。 ・鑑賞音楽会等の開催をします。 ・学校における道徳教育・人権教育を推進します。 【重4施1取2 豊かなことと健やかな身体の育成】 <p>【重5施3取2 人権教育や男女共同参画に関する教育の推進】</p>	教育委員会
28	伝統文化の継承・地域住民との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が講師となる小学校「ふるさと道場」や中学校「白峰タイム」への協力を通して、子どもと地域の方とのつながりをつくります。 ・公民館活動（分館行事）やお夏まつり、文化祭や地域行事（三九郎等）の充実・支援を図るとともに、子どもたちの積極的な参加を募ります。 ・美術館・歴史民俗資料館の展覧会、公民館講座等を充実させ、子どもたちに幅広い学習の場を提供します。 【重4施1取2 豊かなことと健やかな身体の育成】 ・地元大学等と連携し、教育・研究フィールドを提供します。 【重4施1取3 郷土愛を育む教育の推進】 ・村の豊かな自然や歴史、伝統文化や文化財に関する体験学習を実施します。 【重4施1取3 郷土愛を育む教育の推進】 	教育委員会
29	家庭・学校・地域が連携した子どもの読書習慣づくりの取組 【子ども読書活動推進計画】 【重4施2取3 図書館の充実】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児が初めて本と出会うきっかけをつくるブックスタート事業¹⁶を継続して行い、成長段階に合わせてセカンドブック事業¹⁷に取り組みます。 【重1施2取1 子育て施策の推進】 ・子どもや保護者が本選びの参考にできる年齢ごとの「おすすめ本リスト」を作成したり、興味関心をひくよう展示方法に工夫を凝らし、読書意欲を引き出します。 ・ぽけっと広場、保育所、子育て支援センター「わくわく館」、図書館等でのおはなし会や読み聞かせを地域のボランティアとともに積極的に行えるよう、ネットワークを築きます。 ・家庭、学校、地域全体の読書意識を高め、子どもの読書環境を整えるために、講演会や講座を開催します。 	教育委員会

¹⁵ 朝日村学習教室：朝日村の子どもたちの学習の場を設定するとともに、学習支援を行う教室。

¹⁶ ブックスタート事業：乳幼児とその保護者に絵本の読み聞かせを通して、親子のふれあいや絆づくりを推進する事業。

¹⁷ セカンドブック事業：成長に合わせて選んだ本をプレゼントすることで、さらに読書習慣の定着を図る事業。

基本施策② 仕事と子育ての両立支援

【総合計画】 基本戦略1 魅力にあふれ暮らしやすくなる村をつくります
 重点目標1 出産・子育ての希望を叶える環境づくり
 主要施策2 子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育て支援を行います

《現状と課題》

国においては、「女性活躍」を成長戦略の柱に掲げ、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性の活躍が社会の持続的な発展に不可欠であることを示しました。子どもを産んでも働き続ける女性が増加し、子育て家庭における家庭生活と職業生活の両立が、今まで以上に重要となってきています。

本村の女性の労働力率は全世代において全国、長野県よりも高く、働く女性が多いことがうかがえます。

さらに、ニーズ調査結果において、小学生児童の母親の就労状況をみると、フルタイムで就労している人の割合が、平成25年の調査と比較して11.5ポイント上昇しており、子育てしながら働く母親が増えていることがわかります。

女性の社会参画が進む中、男性の子育てへの参画を促進する視点も重要です。「子育てする家庭を社会全体で支える」という意識の醸成を図り、村内の企業等においても、家庭や子育てに配慮できる環境づくりを進め、男女共同参画社会の実現をめざす必要があります。

《施策の方向性》

- 保育サービスや子育て支援サービスを実施し、仕事と子育ての両立支援を行います。
- 男性の育児参加、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、企業等に対する意識啓発に努め、男女がともに子育てしやすい環境づくりを推進します。

《施策一覧》

施策	内容	担当課
30 働きながら 子育てする 家庭への支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・6か月からの未満児保育、延長保育や各種保育サービスを保育所で実施します。 【重1施2取1 子育て施策の推進】 ・放課後児童クラブによる平日や長期休暇の受入れ等、子育て支援サービスを子育て支援センター「わくわく館」で実施します。 ・ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域住民による子育て支援活動を促進します。 	教育委員会
31 男女共同参 画社会の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・村内の労働環境・職場環境に対し、仕事と育児等との両立を支援する働き方や制度について啓発を行います。 ・働き方の改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関して、相談窓口の情報発信、各種セミナーや講演等の周知・広報を行います。 	総務課 産業振興課

基本目標 4 安心・安全な生活を送るための環境づくり

基本施策① 安心・安全な村の環境整備【学校安全計画】

- 【総合計画】 基本戦略 2 一人一人が活躍できる村をつくります
 重点目標 4 特色のある教育・生涯学習の充実
 主要施策 1 未来の村を担う子どもたちの生きる力を育む教育を行います
 基本戦略 3 安心して暮らし続けられる村をつくります
 重点目標 7 安心して暮らせる基盤整備
 主要施策 1 計画的に道路環境を整備し、交通安全を推進します

《現状と課題》

現代社会において、車は私たちの暮らしになくてはならないものとなりました。しかし、車の普及に伴って交通事故が増加しており、特に交通弱者である子どもに対しては、その危険性を伝え、自分の命を守ることを教えていかなければなりません。本村では、交通死亡事故0の期間が平成31年1月で5,000日を超えるなど、交通安全に力を入れたむらづくりを進めています。

また、児童・生徒の登下校時には不審者等による児童・生徒をねらった被害が発生していることから、地域住民による見守りを行うなど、村ぐるみで安全確保に努めています。

道路環境の整備や子どもへの交通安全・防犯・防災教育等とあわせ、大人に対しても交通安全マナーの啓発や防災訓練等を行い、社会全体で子どもたちが安全・安心に暮らせる環境づくりを進める必要があります。

なお、小・中学校への通学にあたって、本村ではスクールバスを運行しています。本村で暮らす子どもたちが安心して通学できるよう、バスの利便性を高めていく必要があります。

《施策の方向性》

- 子どもたちに対し、交通ルールや交通マナー意識の定着を図るとともに、ドライバーなど社会全体の交通マナーの向上をめざします。
- 村や学校、地域と連携した防犯・防災活動の活性化を図ります。
- 子どもたちの通学手段の利便性の向上を図ります。

《施策一覧》

施策	内容	担当課
32 交通安全への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所や小・中学校において交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。 ・ 警察署、交通安全協会、朝日村交通安全推進協議会¹⁸等関係機関と連携し、交通安全に関する啓発を行います。 <p style="text-align: center;">【重7施1取2 道路の安全確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生児童に「我が家の交通安全課長」を委嘱し、クラス・全校児童の見本となるよう、交通安全に対する意識の醸成を図ります。 	建設環境課 教育委員会

¹⁸ 朝日村交通安全推進協議会：交通安全運動を推進して交通事故の未然防止を図り、村民総参加のもとに村民の安全を確保するための協議会。

施策		内容	担当課
33	道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 朝日村通学路安全推進協議会¹⁹による通学路の危険箇所の点検と、安全な道路環境の整備を進めます。 【重7施1取2 道路の安全確保の推進】 歩道の整備やグリーンベルトの設定を通じ、安全確保に努めます。 交通安全施設の維持管理、更新を継続して行います。 	建設環境課 教育委員会
34	通学の交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校へのスクールバスを運行し、遠距離通学の子どもを支援します。 学生等の市街地へのアクセスを円滑にするため、村営バス広丘線を運行します。 ニーズの把握と運行への反映を検討し、利用しやすい村営バスの運行に努めます。 	企画財政課 教育委員会
35	学校の危機管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルに基づき防災訓練を実施し、安全教育を進めます。 災害時の知識などの防災教育や訓練を推進します。 【重4施1取5 安心・安全で信頼される学校づくり】 小学生児童に「我が家のセーフティリーダー」を委嘱し、クラス・全校児童の見本となるよう、防犯に対する意識の醸成を図ります。 学校において児童・生徒等の安全の確保を図るため、「朝日村地域防災計画²⁰」「公共施設個別施設計画²¹」等を踏まえ、危険等発生時の対処や、施設及び設備の安全点検を計画的に進めます。 【重4施1取5 安心・安全で信頼される学校づくり】 学校施設の維持・修繕等、教育環境の改善や安全性の確保に努めます。 【重4施1取5 安心・安全で信頼される学校づくり】 より安全な通学路への変更や防犯カメラの設置の検討を進め、子どもたちの安心・安全の確保を図ります。 	総務課 教育委員会
36	地域の危機管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線を用いて、安全を守るための情報を発信します。 保育所、小学校、中学校からの情報配信メールを活用し、保護者と連携した安全確保に努めます。 	総務課 教育委員会
37	家庭・保護者の見守り体制の確立 【重4施1取5 安心・安全で信頼される学校づくり】	<ul style="list-style-type: none"> P T Aによる通学路における街頭指導を実施します。 地域住民に協力をいただき、「こどもを守る安心の家²²」の委託を実施します。 家庭・保護者だけでなく、朝日村交通安全推進協会、地域も含めた村民総ぐるみの見守りを推進します。 	総務課 教育委員会

¹⁹ 朝日村通学路安全推進協議会：通学路の安全対策について、関係機関によって点検や整備等を行う協議会。

²⁰ 朝日村地域防災計画：村での災害予防や災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、村民の生命・財産等を保護する計画。

²¹ 公共施設個別施設計画：各公共施設において、建物の使用年数や建て替え等の管理の方針を示した計画。

²² こどもを守る安心の家：子どもが身の危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める家のこと。

基本施策② 有害環境対策による地域環境の整備

《現状と課題》

近年、多様な情報ツールが普及し、子どもでもインターネットに触れる機会が増えています。子どもがスマートフォン等を利用することもあることから、様々な有害な情報に触れないように家庭でのルールづくり等の対策はもちろん、子どもの情報選択能力の育成や様々なトラブルを回避するための知識、情報モラル等を身につけることが重要です。

さらに、子どもの成長過程においては、喫煙、飲酒、薬物等、健康を脅かす問題に関する正しい知識が必要となります。

本村では、有害環境に関する教育や健康教育、村内の有害環境の点検等を行い、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めています。

今後も継続して、保護者や子ども自身に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、関係機関の連携を一層強化し、家庭や学校、地域における有害環境対策を講じていくことが必要です。

《施策の方向性》

○家庭だけではなく、地域全体で子どもが成長できるよう、環境整備を行います。

《施策一覧》

施策		内容	担当課
38	有害物使用等の防止の啓発、抑制	<ul style="list-style-type: none">学校教育の中で、児童・生徒に対し、喫煙や飲酒等に関する健康被害について、正しい知識の普及に努めます。児童・生徒に対し、情報活用能力や情報モラル向上のための情報を提供し、意識の向上を図ります。	住民福祉課 教育委員会
39	地域住民による良質な環境の推進	<ul style="list-style-type: none">村民に対する健康出前講座を通じて、飲酒等に関する子どもたちへの影響について啓発を行います。地域による有害環境点検を実施します。「青少年健全育成強調月間」に合わせ、啓発活動を実施します。	住民福祉課 教育委員会

第6章 計画の推進体制

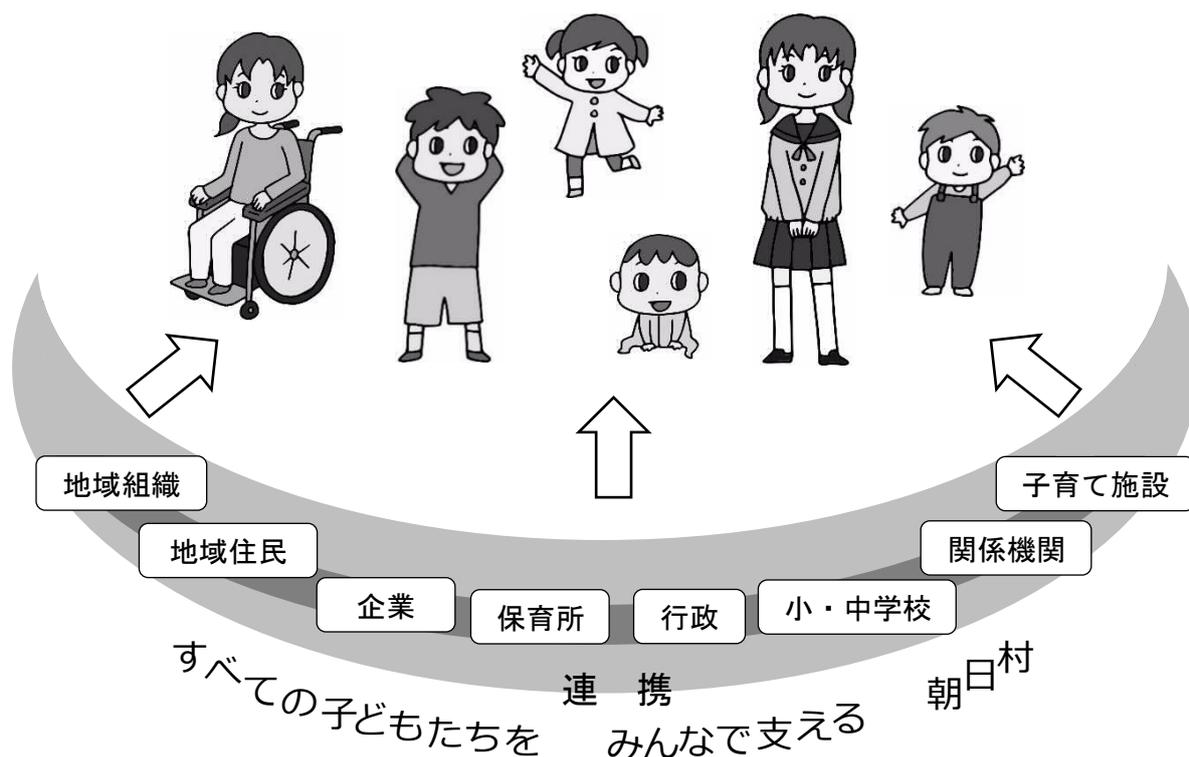
1 村民及び関係団体等との連携による推進

本計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に、保育所や学校、子育て支援センター「わくわく館」、子育て世代包括支援センターをはじめ、関係機関と連携しながら推進します。

また、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても随時対応していきます。

さらに、計画の広報等により村民の理解を深めるとともに、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに向けて村民及び企業等の参加・参画を推進します。

《計画の推進イメージ》



2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、「朝日村子ども・子育て会議」において、事業の実施状況を点検・評価し、これに基づいた対策を実施していきます。社会全体、地域ぐるみで子ども・子育てを支援する環境をつくります。

資料編

1 子ども・子育て会議（設置要綱）

朝日村子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により朝日村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取し子育てに関する円滑な事業推進等を図る。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務及び子ども・子育て支援に関することについて処理する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、村長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の定員は、25名以内とする。

3 委員の任期は、委嘱する構成団体の任期とする。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを決める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議長は必要があると認められる時は、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の議事及び運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月12日から施行する。

附 則（平成30年9月30日要綱第7号）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

2 子ども・子育て会議役員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
百瀬 司郎	教育長	会長
伊藤 茂	朝日小学校長	副会長
上條 利春	教育委員 兼区長会長	
中村 八重美	教育委員	
清澤 あゆみ	教育委員	
清沢 喜代登	教育委員	
清澤 正文	公民館長	
横内 健太郎	朝日小学校PTA会長	
藤田 克彦	鉢盛中学校長	
堀 靖茂	鉢盛中学校PTA副会長 (朝日村)	
熊谷 杏子	保育園保護者会長	
清沢 睦子	民生委員 (主任児童委員)	任期 ~11月
三村 周子	民生委員 (主任児童委員)	任期 12月~
下田 和江	民生委員 (主任児童委員)	
上條 君子	朝日ヘルスマイト会長	
上條 多喜男	朝日村社会福祉協議会事務局長	
上條 文枝	住民福祉課長	
中村 聡子	保育園長	

庁内検討委員

氏名	所属等	備考
清沢 光彦	総務課	
小林 秀樹	企画財政課	~9月 総務課
河西 ひろ子	住民福祉課	
宗田 桂子	住民福祉課	
中原 隆弘	建設環境課	
村松 功太	産業振興課	任期 ~9月
斎藤 大輔	産業振興課	任期 10月~

事務局

氏名	所属等	備考
清沢 光寿	教育委員会	任期 ~9月
上條 靖尚	教育委員会	任期 10月~
塚原 えつ子	教育委員会	
上條 まゆみ	教育委員会	

3 策定経過

時 期	内 容
平成 31 年 1 月 15 日 ～平成31年 1 月28日	アンケート調査の実施
令和元年 8 月 30 日	第 1 回子ども・子育て会議
令和元年11月27日	第 2 回子ども・子育て会議
令和元年12月28日 ～令和 2 年 1 月20日	朝日村 子ども・子育て支援事業計画（案）について パブリックコメント実施
令和 2 年 2 月13日	第 3 回子ども・子育て会議

第2期朝日村子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

発行者：朝日村教育委員会

住所：〒390-1188

長野県東筑摩郡朝日村大字古見 1555-1

電話：0263-99-4105

